三豊市農業委員会５月定例総会議事録

令和２年５月２０日午後１時３０分より、三豊市農業委員会５月定例総会を三豊市危機管理センター　３０１・３０２会議室において開催した。

１．出席者、欠席者の状況

出席者　　２３名（農業委員２３名）
欠席者　　　１名

【農業委員】　（出席○・欠席－）

１番	堀江　博	○	２番	細川 耕助	○	３番	岡根　譲	○
４番	松岡 幸信	○	５番	黒木 昭則	○	６番	石井　德和	○
７番	貞廣　駿	○	８番	石井 宏昭	—	９番	橋川 義信	○
１０番	白川 智樹	○	１１番	大西　弘	○	１２番	片山 雅夫	○
１３番	新延　健	○	１４番	田所 上奉	○	１５番	三好 康芳	○
１６番	田井　三代子	○	１７番	金子 芳巳	○	１８番	石原　剛	○
１９番	西山 正一	○	２０番	大崎 正義	○	２１番	森　尚行	○
２２番	宮﨑 和代	○	２３番	正田　茂義	○	２４番	吉田 由紀	○

２．署名委員

６番　　石井　德和
１６番　　田井　三代子

３．傍聴人

な　　　し

４．事務局の出席者

事務局長　　片桐　伸尚
事務局次長　　磯崎　早記
主　　任　　萱原　雅慶
主　　任　　大井　要平

５．書　記

主　　任　　赤松　琴美

６．議　題

議案第　１号　使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第　２号　農地法第１８条第６項の規定による通知の件について(報告)
議案第　３号　農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　４号　農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について
議案第　６号　非農地証明願いの件について
議案第　７号　非農地通知の件について
議案第　８号　農用地利用集積計画の件について

その他の件について

７．開会　　【 午後 1時３０分 】

事務局長　　ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会５月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会　　長　　みなさん、こんにちは。世界中で新型コロナウィルス感染症が流行し危機的な被害が毎日報道されています。行事はもちろん人の移動が止まり経済に大きな打撃となっています。高校野球も中止となるようですが、安全の確保のためとはいえ、甲子園を目指して練習してきた球児のことを考えると、一日も早い収束を祈るのみです。マスクや消毒液が不足し難しいところではありますが、各々が手洗いやうがいなどできることから取り組んで健康を守っていただきたいと思います。本日の会議もソーシャルディスタンスを確保するための席次となっております。
やるべきことはたくさんあるのですが、全てを停めてしまうというわけにはまいりませんので、ひとつひとつ精査して取り組んで参りたいと考えております。本日の案件はいつもより少なめであるようですし、皆様のご協力を賜りまして、効率的に審議ができますようにお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長　　ありがとうございました。
ただいまの出席農業委員は２３名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、８番 石井 宏昭 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
香川県知事より新型コロナウィルス感染収束に向けた緊急事態措置をとるよう通知を受けております。入室前の手指の消毒やマスクの着用、座席の配置を変更しております。また、換気のため窓を開放しております。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。今月についても推進委員さんの出席については見合わせて頂いておりますので念のため申し添えます。
それでは、総会会議規則第６条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議　　長　　ただ今から、三豊市農業委員会５月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは６番 石井　德和 委員、１６番 田井　三代子 委員のご両名にお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
１ページを開いてください。議案第１号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局　　議案第１号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔　議案第１号　番号１号から番号１４号を朗読　〕

以上１４件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議　　長　　ただ今の議案第１号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第１号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号１号から番号１４号の１４件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局　　議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔　議案第２号　番号１号を朗読　〕

以上１件、農地法第１８条第６項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議　　長　　ただいまの議案第２号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　無いようですので、議案第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知の件について」の番号１号の１件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局　　議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔　議案第３号　番号１号から番号１０号を朗読　〕

以上１０件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

５　　番　　番号１号について説明します。譲受人は申請地の隣地で自営業を営んでおります。当分の間はきちんと耕作するとのことです。周辺農地に影響もないと思

われます。ご審議よろしくお願いします。

７　　番　　番号２号について説明します。譲渡人は高齢で、相続により取得した農地を譲渡したいと考えておりました。この度不動産仲介業者を介して譲受人と話がまとまり、申請しました。現地を確認したところ、不作付け地ですが近隣に影響がないよう草刈りをして保全していました。譲受人は会社を退職後本格的に農業に取り組まれ、水稲やタマネギ、ブロッコリー、ニンニクを作っています。申請地を整備した後は野菜を植える予定です。所有する農地は全て耕作しており、常時農業に従事しています。周辺農地への影響もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

１４　番　　番号３号と番号４号について説明します。ます、番号３号ですが譲渡人は高齢で健康に不安があり、耕作できない状況です。今までは他の方が借り受けてくれていましたが、期間が満了し返還されました。譲受人に買ってくれないかと相談したところ、売買の話がまとまりました。現地を確認したところ、農地として管理できており、耕作に支障はありません。

番号４号について説明します。数年前から譲渡人が譲受人に買受けてもらえないかと相談していました。今回、譲渡人の無断転用が解消できる見込みとなりましたので、売買となりました。農地は適切に管理できており、周辺農地に影響ありません。今後はタマネギを作る予定です。ご審議よろしくお願いします。

１７　番　　番号５号について説明します。申請地は譲受人とは別の方が借り受けて耕作していましたが、耕作できなくなったため返還されました。譲渡人に農業の経験はなく今後も耕作することがないため、譲受人が買い受けることになりました。周辺農地への影響も問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

１８　番　　番号６号及び番号７号について説明します。まず番号６号についてです。譲渡人は高齢で農業後継者もおらず、農地を手放したいと考えていました。申請地は譲受人が所有する土地に隣接しているため耕作に便利ということで、譲り受けることにしたそうです。周辺農地に影響ないと思われます。

番号７号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は県外に住んでおり管理が十分できないため、譲渡人に無償で譲渡することになったそうです。今後は野菜、果樹を栽培する予定です。周辺農地に影響ありません。ただ、譲受人の経営面積が８１９平米と記載されておりますが、下限面積は超えるということでよろしいのでしょうか。それも含めて、ご審議よろしくお願いします。

１７　番　　番号８号について説明します。申請地は譲渡人の住居から車で３０分ほど離れています。そのため長年にわたって親戚である譲受人が耕作していました。現地を確認したところ、農地として適正に管理できており、問題はありません。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　番号９号と番号１０号については私から説明します。まず、番号９号についてです。譲渡人と譲受人はご近所同士だったのですが、譲渡人が住まいを移すことになり、譲渡先を探していました。申請地は譲受人が借り受けて耕作しておりましたので、無償で引き受けてくれないかと相談したところ、話がまとまりました。譲受人は地域の担い手であり、集落営農のリーダーとして活躍しています。

番号１０号についてですが、この譲渡人と譲受人もご近所同士です。譲受人が管理している農地に申請地が隣接しているということで、譲渡人から無償で譲渡したいと相談したところ、引き受けましょうということになりました。譲受人も高齢ですが経営する農地は適切に管理されており、問題ないと思われます。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

先ほど下限面積について質問がありましたので、事務局より説明してください。

事 務 局　　番号６号及び番号７号の譲受人の農地法第３条の許可基準のひとつである下限面積要件について説明いたします。まず、詫間町詫間地区については２０アールと定めています。譲受人には同じ住所の家族が所有する農地６１９平米あります。住民票上世帯は別ですが農業経営は同じということですので、譲受人の経営面積は１，４３５．７平米となり、番号６号及び番号７号の農地を取得後には下限面積を超えますので、要件は満たしております。

議　　長　　この議案書の経営面積には別世帯のご家族の分が入っていないので、その分を足すと、詫間町詫間地区の下限面積２０アールは超えるということですね。よろしいでしょうか。他にご質問はございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１０号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１０号の１０件につきましては許可することと決定します。

次に進ませていただきます。１１ページを開いてください。議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔　議案第４号　番号１号から番号３号を朗読　〕

以上３件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第２種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明ありませんので、質疑に移ります。ご質問ございませんか。

一　　同　　　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号３号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号３号の３件は、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。１２ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔　議案第５号　番号１号から番号９号を朗読　〕

以上９件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、番号５号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第１種農地です。第１種農地につきましては原則不許可ですが、拡張面積が既存面積の２分の１を超えないものであることから不許可の例外に該当しております。番号８号はJRの駅から３００メートル以内に位置しておりますので第３種農地、その他は全て第２種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

２　　番　　番号１号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。併用地が宅地部分、その南側の７１０番６と７７６番１が申請地です。譲渡人はかつての大農家で広大な敷地なのですが、高齢になり後継者もいません。譲渡人が現在入居している施設の事業者が譲受人です。大変お世話になっているということで、譲渡人と譲受人の間で話がまとまり譲渡となりました。地元の了解も得ており、周辺に影響はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。

１２　番　　番号４号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は三野津中学校から北側にある交差点に面した農地です。譲受人は近隣で事業を営んでいますが、手狭になったため拡張したいと用地を探していました。譲渡人と譲受人で話がまとまり申請となりました。近隣農地や水死組合の同意を得ておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

３　　番　　番号５号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は基盤整備区域の農地ですが、不許可の例外に該当しているということです。譲渡人は高齢で、前々から譲渡したいと言っていました。地元水利組合の許可は得ており、近隣農地に影響はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。

１４　番　　番号６号と番号７号は関連しておりますので併せて説明いたします。位置図公図をご覧ください。現在使用している店舗が老朽化したため立て替えたいということで、併せて駐車場を広げる等事業用地も拡張することにしたそうです。ご覧の通り公衆用道路に囲まれており、周辺農地に影響はありません。ご審議よろしくお願いいたします。

１７　番　　番号９号の説明をいたします。本件につきましては、既に太陽光発電施設を設置しておりまして、その解消の申請でございます。位置図公図をご覧ください。設置前は長年放置され荒地となっていました。申請地の近隣に住む譲受人は譲渡人より譲渡され、自身の宅地の一部であると思っていたそうです。この度、農地であることがわかり、事後にはなりましたが正式に申請をしました。周辺に農地はなく影響ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　　長　　担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一　　同　　　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようでございますので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号９号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一　　同　　　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号９号の９件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。１５ページをお開きください。議案第６号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　〔　議案第６号　番号１号を朗読　〕

本件は、現況が水路となっております。これにつきましては、非農地証明事務処理要領にあります認定基準にある農地法施行規則第２９条第１項に基づき耕作の事業を行うものが自らの他の農地の事業に供する他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設、農道や水路等に供する場合に該当すると思われます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

２　　番　　番号１号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は県道から少し入ったところにあります。申請地の東側は申請者の所有農地です。道が狭いので一部進入路として使用しています。周辺に影響はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　　長　　担当委員からの説明が終わりました。これより質疑にうつります。ご質問はございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　無いようでございますので、議案第６号「非農地証明願いの件について」番号１号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第６号「非農地証明願いの件について」番号１号の１件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。１６ページをお開きください。議案第７号「「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第７号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔　議案第７号　番号１号から番号３号を朗読　〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、Ｂ分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

１１　番　　番号１号について説明いたします。山本小学校の北側の山間部に当該地があります。山を登る途中に小さな小屋があるんですが、その先は樹木が茂りツタがからまって進むことができませんでした。５０年以上放置されておるそうです。非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いします。

３　番　　番号２号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。当該地は松崎地区と大見地区にまたがる山の斜面に位置しています。３番にかつての所有者が住んでいた空き家があり、その東側です。もともとは山だったのですが、そこを切り開いて畑にしていたようですが、現在は樹木が茂り山林になっています。農地として復元することは難しく、周辺に影響ありませんので、非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いします。

１７　番　　同じく番号２号及び番号３号についてまとめて説明いたします。当該地は竹林になっており、斜面のため重機で畑に戻すということも困難な状態です。非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　担当委員の説明が終わりましたので質疑にうつります。ご質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　無いようでございますので、議案第７号「非農地通知の件について」番号１号から番号３号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第７号「非農地通知の件について」番号１号から番号３号の３件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。１７ページをお開きください。議案第８号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第８号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の１７ページから９４ページまでです。管理者から耕作者への貸借は１１１件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては管理者から香川県農地機構への貸付が３４件、香川県農地機構から担い手への転貸が１９件、合計１６４件となっております。

以上の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各３件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一　　同　　〔　なしの声あり　〕

議　　長　　ないようですので、議案第８号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一　　同　　〔　異議なしの声あり　〕

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第８号「農用地利用集積計画の件について」は１６４件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後２時３５分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

午後　２時２５分休憩
午後　２時３５分再開

議　長　　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

〔　その他の件の顛末は、次頁のとおり　〕

その他の件

１．農業経営改善計画の認定について（通知）

２．農業委員会の適正な事務実施について
・平成３１年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
・令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

３．トラクター等で道路走行時の運転免許について

４．その他
(1) ６月定例総会について
日　時　　令和２年６月２２日（月）午後１時３０分
場　所　　三豊市危機管理センター３階　３０１・３０２会議室

(2) 定例農事相談について　【時間　13：30～16：00】

相談日	開催場所	相談委員	
６月８日(月)	危機管理センター １階　打合せコーナー１	三野町：片山雅夫	豊中町：三好康芳
		詫間町：石原　剛	仁尾町：大崎正義

(3) 今後の予定

月　日	会議名等	開催場所
６月５日（金） １９：００～	三豊市農業委員会地区推進委員会	三豊市危機管理センター 会議室
７月１７日（金） １３：３０～	三豊市農業委員会農地利用最適化推進活動研修会	みとよ未来創造館 ３階　ホール

(4)　配布物
・「令和３年度農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への意見について
・普及センターだより
・みとよ若嫁ファーム

閉　会【 午後　3時２５分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿